



仕 様 書

件 名 動力分電盤の点検整備作業

1. 件名

動力分電盤の点検整備作業

2. 概要

日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という）核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という）再処理施設内に設置されている動力分電盤について、「研究所電気工作物保安規程」に基づく点検整備作業を実施するものである。

3. 契約範囲内

- (1) 本仕様書 7 項に従い実施する動力分電盤の点検整備作業・・・・・・・・一式
- (2) 報告書等の作成及び提出・・・・・・・・一式

4. 契約範囲外

3 項の契約範囲内に記載のなきもの

5. 支給物件・貸与物件

5.1 支給物件

- (1) 現地点検整備作業で使用する電力を無償で支給する。
- (2) その他、相互の協議により決定したもの。

5.2 貸与物件

以下の物品等を現地点検整備時に無償で貸与する。

受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

- (1) 管理区域内作業着等（作業着、帽子、靴下、作業靴）
- (2) 放射線管理物品（サーベイメータ、個人線量計）
- (3) 呼吸保護具（半面マスク、全面マスク等）
- (4) 本点検整備の遂行に必要な機構の規程、研究所規程、TRP部規則・基準類

6. 一般仕様

6.1 納期

令和 9 年 2 月 26 日

6.2 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設

6.3 保証

- (1) 受注者は、本仕様書に基づいて、点検整備及び納入したものが、本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。
- (2) 保証期間中に明らかに受注者による原因で本仕様書の諸条件を満足しなくなった場合には、受注者はその条件を満たすため、無償にて必要な手直し、又は修理等を直ちに行うものとする。
- (3) 本作業における資材搬入時、又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は、無償にて直ちに手直し又は、修理を行う。
- (4) 保証期間は、検収後 1 年とする。ただし、是正後の保証については、別途協議の上決定する。

6.4 検収条件、検査員及び監督員

6.4.1 検収条件

7 項に示す作業終了後、指定した提出図書の完納をもって検収とする。

6.4.2 検査員及び監督員

(1) 検査員

一般検査 管財担当課長

(2) 監督員

定期保守点検作業 施設運転課 TL

6.5 提出図書

6.5.1 確認の必要な事項

受注者は次に示す事項について事前に機構の確認を受けるものとする。

- (1) 仕様書中の確認が必要と認めた事項
- (2) 仕様書中に明記されていないが重要と思われる事項
- (3) 仕様書中より逸脱する事項

6.5.2 提出図書

別表-1 「提出図書一覧」参照

6.5.3 提出図書に関する注意事項

- (1) 別表-1 の「確認」欄で、「要」の図書は機構の確認を要するものである。
- (2) 表紙に契約件名、提出日、受注者名等を記述し、提出すること。

6.5.4 提出様式

- (1) 用紙は原則として A4 版、図面は A 系列とする。
- (2) 様式、内容、その他不明瞭な記述等はその都度、機構に確認し、その指示に従うものとする。

6.6 適用法令、規格、技術基準等

本件に適用される法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。この他に、工作基準等メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、機構に提出し確認を得るものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働基準法
- (3) 電気事業法
- (4) 再処理施設保安規定
- (5) グリーン購入法
- (6) 日本産業規格（以下「JIS」という）
- (7) 日本電機工業会規格（以下「JEM」という）
- (8) 電気規格調査会標準規格（以下「JEC」という）
- (9) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (10) 機構規程、研究所規程、諸基準及び T R P 部内で制定した規則等

6.7 機密の保持

受注者は、本作業実施のため機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保持に努めること。

詳細は、別紙-1 に示す「機微情報の管理について」によるものとする。

6.8 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合には機構と協議の上、その決定に従うものとする。決定事項は議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。また、提出図書に反映できる決定事項は、提出図書に反映すること。

6.9 安全管理

6.9.1 作業の安全管理

(1) 一般安全

- ①受注者は、機構の定めた「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準」（令和元年12月1日版、以下同じ）」に従い、作業の安全管理を行うこと。
- ②受注者は、受注後の安全管理上の手続きを確実に行うとともに、中小受託事業者等への周知を行うこと。
- ③本作業を行うに当たって、受注者は火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すること。
- ④労働基準法、労働安全衛生法に関する規則、基準等を遵守するため、受注者は設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な作業計画を立てること。
- ⑤法で定める規則、基準を満足することはもとより、受注者は更に進んで設備、装備管理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、災害防止に努力すること。
- ⑥受注者は、本作業を行うに当たり、機構の「核燃料物質使用施設立入制限区域出入管理マニュアル」、「再処理施設出入管理マニュアル」及び「再処理施設安全作業基準」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ⑦受注者は、本作業を行うに当たり「安全管理計画書」を提出し、機構の確認を得なければならない。
- ⑧受注者は、本作業を行うに当たり「作業計画書」、「安全衛生チェックリスト」及び「リスクアセスメントの実施結果」を提出すること。
- ⑨受注者は、作業に変更が生じたときは、作業を中断し、作業計画の見直し、変更後、作業を実施すること。

(2) 安全上の責任

本作業に伴い一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3) 作業者の選任

- ①受注者は、本作業に係る総括責任者を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入の上、機構に申し出ること。
- ②受注者は、機構で定める「作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき教育を受講すること。受講する場合は、「作業責任者等教育(請負側)受講申請書」を提出すること。但し、すでに受講し、認定を受け、且つ作業期間中において有効期間内に有る場合は除く。
- ③受注者は、認定教育を受講後、「作業責任者等認定申請書」を提出し、機構の認定を受けること。
- ④受注者は、認定者の認定証を確認し、有効期限内であっても直近の教育修了日から1年を超えていた場合には「作業責任者等追教育受講申請書」を提出し、追教育を受講すること。受講申請書には当該認定証を添付する。
- ⑤受注者は、認定者の中から現場責任者及び現場分任責任者を選任し、作業期間中は現場に常駐させること。
- ⑥受注者は、作業者名を「作業者名簿」に記入の上、機構に提出すること。
- ⑦受注者は、作業者の次の役割を遵守するとともに作業経験者から作業者を選出する。

〔現場責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔現場分任責任者〕

現場での作業の監督及び指示を行う。なお、現場を離れる場合は代理者を指名し、連絡先を明確にすること。

〔主作業者〕

主作業区域での作業を主に行う。作業経験者又は作業内容に精通している者が行う。

〔補助作業者〕

主作業者の補助として主作業区域外で作業記録などを行う。

注) 「再処理施設における放射線作業の基本動作要領書」に従う。

(4) 安全衛生設備及び装備

- ① 通路、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・基準等を十分満足するものであること。
- ② 作業開始前に必ず安全設備、装備及び道具、工具類の点検を十分行うこと。

(5) 安全衛生管理

- ① 本作業では、一般安全について十分注意すること。
- ② 現場責任者は、本作業期間中に機構との十分な連絡を行うとともに、作業者に対し作業内容、作業手順及び役割分担を確認、把握させること。
- ③ 受注者及び現場責任者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。
- ④ 現場責任者は、作業者の健康状態を適時確認すること。

6.9.2 放射線管理

(1) 一般事項

- ① 受注者は、機構の定めた「再処理施設における放射線作業の基本動作要領書（令和6年11月1日版、以下同じ）」に従い、放射線管理を行うこと。
- ② 受注者は、「再処理施設における放射線作業の基本動作要領書」の内容を十分理解し、引合時の内容検討、受注後の安全管理上の手続きを確実にを行うとともに、中小受託事業者等への周知を行うこと。
- ③ 受注者は、再処理施設内管理区域における作業に従事する場合は、「再処理施設保安規定」及び「放射線管理基準（TRP廃止措置技術開発部）」等の各種規定、基準を遵守すること。
- ④ 受注者は、上記③項に示す規定及び基準類を遵守するため設備、装備及び方法を検討し、十分な計画を立てなければならない。
- ⑤ 法で定める規則、基準を満足させることはもちろんのこと、受注者は、更に進んで設備、装備の各方面にわたり、放射線障害防止に努力すること。
- ⑥ 受注者は、現場責任者及び作業者の健康診断について、受注者の責任において実施すること。受診後は、「健康診断結果の記録(写し)」を提出すること。
機構は、「健康診断結果の記録(写し)」について、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録保管については、適正に管理する。

(2) 放射線安全管理上の責任

- ① 本作業における放射線安全管理上の責任は、全て受注者が負うものとする。
- ② 放射線安全管理上の実務は、原則として受注者自ら実施すること。
- ③ 受注者は作業者を放射線業務従事者に指定するにあたっては予め核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育を実施すること。

(3) 放射線安全管理

- ① 現場責任者及び作業者は、機構が放射線安全確保のために行う指示に従うこと。
- ② 現場責任者及び作業者は、機構が提示する放射線安全管理を的確に行うこと。

(4) 管理区域の立入区分

- ① 現場責任者及び作業者は、「放射線業務従事者」とする。
- ② 現場責任者及び作業者は、現地作業開始前に研究所の実施するホールボディカウンタを受け終了時に退所ホールボディカウンタを受けること。

(5) 重複指定の禁止

本作業に従事する現場責任者及び作業者は、本作業に於ける放射線業務従事者指定期間中に機構内の他施設あるいは、他原子力施設において放射線業務従事者の指定を受けることを禁止する。

(6) 作業者に対する確認事項

受注者は、本作業に従事する全ての現場責任者及び作業者に対して、以下の事項について確認すること。

- ① 核燃料物質を取扱う業務に係る特別教育を修了し、「放射線業務従事者」の指定を受けていること。
- ② 現場責任者及び作業者の被ばく歴が、「再処理施設放射線管理基準」に定められている線量限度を越えていないこと。
- ③ 本作業を実施するにあたり知見・技術力を有していること。

(7)汚染防止

- ①受注者は本作業を行うに当たって、作業方法、設備状況を十分に検討するとともに、慎重に作業を行い汚染事故防止に万全を期すること。
- ②受注者は、作業前中後に身体及び工具等のサーベイを適宜行い、汚染の有無を常に把握するとともに汚染の拡大を防止すること。
- ③特に作業エリアについて作業前中後に線量率及び表面密度の確認を適宜行い、異常のない事を確認する。

(8)物品の移動及び管理

- ①受注者は、管理区域内には必要以上の物品を持ち込まないこと。また、物品を持ち込む場合は、所定の手続きを行うこと。
- ②受注者は、管理区域内にて、物品を移動する場合、当該物品の汚染が無いことを確認した後、移動すること。
- ③受注者は、管理区域より物品を搬出する場合、当該物品の汚染が無いことを確認した後、機構の許可を受けること。
- ④受注者は、管理区域内における資材、物品の整理整頓に努めること。また、保管は、所定の場所とし、保管中の表示を行うこと。
- ⑤受注者は、作業時に必要な使用機材について、「工事器材等の管理区域搬入・搬出申請書」を作成し、提出すること。
- ⑥現場責任者は、現場作業においては、使用機材チェックリストにより作業時に必要な物品の準備状況の確認及び防護具の安全確認を行うとともに、常時立会い、作業の進捗状況を常に把握、確認すること。

6.10 緊急時の対応及び異常時の対応

- (1)受注者は、緊急事態及び異常事態が発生した場合、「事故対策手順」に従い処置すること。
- (2)受注者は、以下を原則として対処すること。
 - ①天災、火災、事故、災害等の異常事態が発生した場合、現場責任者は作業員に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に汚染拡大及び二次災害への拡大防止を図ること。
 - ②異常事態が発生（発見）又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
 - ③火災が発生した時、又は救急車を要請する時は、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 119、研究所通報連絡者（研究所非常用電話：内線 9999、外線 029-282-1133-9999）及び作業担当者に連絡すること。
 - ④人身事故の場合は、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに文書をもって作業担当課に報告すること。

6.11 受注者の責任と義務

6.11.1 受注者の責任

- (1)受注者は、本契約において機構が要求する事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。
- (2)受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- (3)機構が点検整備について受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任を、受注者は負うものとする。
- (4)受注者が中小受託事業者等を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。受注者が使用する中小受託事業者等（材料等の購入先、労務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任は全て受注者が負うものとする。
- (5)受注者は、国内諸法規及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた損害の責任を受注者が負うものとする。
- (6)受注者は機構が確認した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

6. 11. 2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構及び原子力規制庁が監査のために受注者並びにその中小受託事業者等の工場に立ち入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 本点検整備における資材搬入時、又は現地点検整備において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、安全管理に必要な法令等を遵守し、労働災害の防止に努めること。
- (4) 受注者は、作業者の安全を維持するために労働衛生法及び機構規程等並びに安全確保のために行う機構担当者の指示に従わなければならない。
- (5) 受注者は、購買品の維持または運用に必要な技術情報を提供すること。
 - ① 役務の遂行又は終了後に、供給者が新たに発見又は取得した役務に関する運営上の注意事項や知見
 - ② 役務の要領、手順等でない操作方法により不適合が発生した場合又は発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報
 - ③ 役務の改造や運営方法を見直す際に必要となる組織が知り得ていない役務に関する知見・情報
 - ④ 組織にて必要な技術検討・検査を行うに当たり、組織だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報
- (6) 受注者は、本件に係る作業員に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」(昭和四十七年労働省令第四十一号)第52条の6に基づく教育	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を工事担当課に提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」(平成十二年一月二十日 労働省告示第一号)を満たしていることの確認を受ける	管理区域内作業がある場合のみ
作業責任者等認定制度に基づく認定教育(現場責任者、現場分任責任者)	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う
その他機構が指定する教育	受注者又は機構	受注者が実施した教育について、教育記録(科目、時間)を工事担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

- (7) 本仕様書の要求事項への適合状況を記録した文書を提出すること。

6. 12 品質保証

- (1) 受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書又は品質マニュアル(以下「品質保証計画書等」という)を提出し、機構の確認を得る。
- (2) 品質保証計画書等は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則又はJIS Q 9001:2015の要求を満たすものであること。
- (3) 受注者(受注者が使用する中小受託事業者等を含む)は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

6. 13 不適合の報告及び処理

受注者は、点検整備の過程に発生した不適合について、その内容及び処理案等を速やかに報告書にて報告すること。この処理案については、機構の承認を受け、処理後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処理案に再発防止対策を含めること。

なお、かかる経費は受注者が負うものとする。

6. 14 安全文化の育成に係る活動

受注者は、健全な安全文化を育成し、維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

6.15 中小受託事業者等の管理

- (1) 受注者は、点検整備に使用する主要な中小受託事業者等のリストを機構に提出すること。
- (2) 受注者は、中小受託事業者等の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、機構の認めた中小受託事業者等を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、全ての中小受託事業者等に契約要求事項を十分に周知徹底させること。また、中小受託事業者等の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において中小受託事業者等を使用したが故に生ずる不適合を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、6.13 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.16 グリーン購入法の推進

- (1) 本点検整備においてグリーン購入法に適用する物品の調達を行う場合は同法の適合品を採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

6.17 情報管理（電子データ流出防止）

- (1) 受注者は、核物質防護情報に係わる管理情報を取扱う場合は、当該情報及び当該情報が含まれる冊子等に「取扱注意」と明記すること。
- (2) 受注者は、核物質防護情報に係わる管理情報及び管理情報が入っているパソコン並びに電子媒体等、受注者の居室等から持ち出さないこと。
- (3) 受注者は、管理状況などについて、機構からの必要な助言及び指導に従うこと。
- (4) 機構が提示するデータ等の管理を確実にすること。
- (5) 電子データの流出防止として、データを管理するパソコンにはウィニー等のインストールをしないこと。

7. 技術仕様

7.1 一般事項

(1) 方法及び設備

- ① 点検整備にあたっては、本仕様書の内容を満足することはもちろんのこと、現地作業における安全管理、工程管理を確実にを行い、予定した計画停電期間内に完了させること。
- ② 受注者は、本仕様書に係わる作業を遺漏なく行うために、作業に必要な知識、技能を有した作業員が行う仕組みを有していなければならない。
- ③ 点検整備の項目及び方法については、本仕様書によるものとする。これらに明示なきものについては、協議の上決定するが、この場合は必ず機構に申し出てその確認を得るものとする。
- ④ 点検整備の方法については、本仕様書に記載されているものについても全て「点検整備要領書」を提出し、確認を得るものとする。なお、「点検整備要領書」には活線近接作業に係る要領についても含めて作成すること。
- ⑤ 点検整備に用いる校正機器は、事前に入手、校正の完了したもので、仕様、数量等が点検整備を行う上で必要十分であること。

(2) 記録及び報告

受注者は、点検整備の記録を整備し、「点検整備報告書」を作成し、遅滞なく提出しなければならない。

(3) 届出及び申請書等の提出

受注者は、本作業において、別表-2 に示す届出及び申請書等を提出すること。

7.2 作業内容の詳細

受注者は、以下に示す各項目の作業を実施するにあたって、事前に機構が確認した「点検整備要領書」を使用して作業を行うこと。

なお、機構は、既設設備の停電及び復電操作を行う。受注者は設備の停電状況確認から復

電後の健全性確認までを責任範囲とする。

7.2.1 確認事項

(1) 作業開始前の確認事項

受注者は設備が停電していることを確認し、機構からの指示により作業を開始する。

(2) 作業終了後の確認事項

受注者は作業終了後設備に異常のないことを確認した後、機構に作業終了の報告をする。

7.2.2 作業内容

(1) 点検対象

① 動力分電盤：戸上電機製作所製 20 基

点検対象設備については、別表-3「点検対象設備一覧」の通り。

(2) 点検内容

① 共通点検

点検対象設備については、別表-3「点検対象設備一覧」の通り。

点検方法及び判定基準は、別表-4「共通点検実施内容」の該当箇所に従い実施すること。

② 精密点検

点検対象設備については、別表-3「点検対象設備一覧」の通り。

点検方法及び判定基準は、別表-5「精密点検実施内容」に従い実施すること。

③ 以下に示す遮断器 (ACB) について、製造メーカー等による点検を実施する。点検対象設備については別表-3「点検対象設備一覧」の通り。

メーカー	型式	台数
(株)三菱電機	AE3200-SS	5 台
	AE1250-SS	3 台
	AE1600-SS	4 台
	AE1000-SS	4 台
メランジェラン	マスターパクト：M08HF	3 台
	マスターパクト：M10HF	3 台
	マスターパクト：M16HF	4 台
	マスターパクト：M20HF	4 台
	セルパクト：IS2-10	6 台
	セルパクト：IS2-16	3 台

④ ガラス固化技術開発施設内プロセス用分電盤 (VFP1) の 1 号系に設置している以下に示すインバータについて、点検を実施する。

メーカー	対象ユニット (機器)	台数
日立製作所	2E (G21H12)	1 台
	3B (G41K50)	1 台
	4C (G41K60)	1 台

(3) 使用する計測器等について

本点検時に下記の計測器等を使用した場合は、校正証明書 (トレーサビリティ証明書含む) を提出すること

ア) 絶縁抵抗計

イ) トルクレンチ

ウ) トルクドライバー

エ) 時間計

7.3 現場作業における注意事項

- (1) 本作業は、分電盤を全停電することができないため、活線近接作業になる。従って、現地作業を実施するに当たっては機構の指示に従うことはもとより、事前に綿密な打合せを行い、感電防止等の安全措置を確実に実行し実施すること。なお、作業に当たっては、活線・活線近接作業計画書を作成し、機構に提出し、確認を得るものとする。

- (2)作業時には作業エリアを明確にするため、周囲にロープ等を張り、また掲示物を設ける等の安全措置を行うこと。
- (3)本作業における既設設備の操作（電源停止処置等）は、全て機構が行うので、既設設備の操作の必要が生じた場合は、その都度機構に連絡すること。

7.4 作業期間

現場作業の実施期間については以下のとおりとする。

また、作業期間に変更があった際は、別途協議の上決定する。

- ①再 UC 変電所系 ：令和 9 年 1 月 25 日～1 月 29 日
- ②第 11 変電所系 ：令和 8 年 11 月 9 日～11 月 13 日
- ③第二中間開閉所系 ：令和 8 年 10 月 5 日～10 月 9 日

提出図書一覧

提出書類	様式	提出部数※	提出期限	図書扱い	備考
工程表	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
点検整備要領書	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
安全管理計画書 (作業員名簿、現場責任者の認定証含む)	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
品質保証計画書	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
打合議事録及び電話連絡確認書	受注者	2部	打合せ後速やかに	要	必要な都度
機微情報取扱規程 (機微情報の管理について参照)	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
作業日報	受注者	1部	作業日翌出勤日		
点検整備報告書	受注者	2部	作業終了後速やかに	要	
使用基準器のトレーサビリティ体系図、 校正証明書、校正成績書	受注者	2部	作業開始1週間前	要	
技術情報についての報告書	受注者	1部	作業終了後速やかに		必要な都度 6.11.2に 基づく

※：提出部数2部のものは、1部は受注者返却用とする。

届出・申請書等一覧

提出書類	様式	提出部数 ^{※2}	備考
中小受託事業者等の届出について(使用する場合)	機構	1部	使用する場合
出入管理上必要な書類	機構	1部	
作業実施に必要な書類 (作業計画書、安全衛生チェックリスト等)	機構	必要数	
現場責任者等教育(請負側)受講申請書	機構	必要数	必要な都度
作業責任者等追教育受講申請書	機構	必要数	必要な都度
健康診断結果(写し) ^{※1}	受注者	1部	
特別教育終了書	受注者	1部	

※1：健康診断結果(写し)とは、問診及び検査又は検診記録(電離則様式第一号参照)

なお、機構は、健康診断結果の写しについて、放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用しない。また、記録の管理については適正に管理する。

※2：1部提出後、変更等が生じた場合に都度提出する。

点検対象設備一覧

No.	変電所	動力分電盤名称 ※2	施設名称 ※3	設置 場所	共通点検※1			精密 点検
					外観目視点検	絶縁抵抗測定	受電遮断器点検 (型式:台数)	
1	再 UC 変電所	重要系プロセス用分電盤 (UCP11)	ユーティリティ施設 (再 UC)	分電盤 室 1	○	○	○ (AE3200-S:3) 三菱電機	○
2		重要系プロセス用分電盤 (UCP21)		分電盤 室 2	○	○	○ (AE3200-S :2) 三菱電機	○
3		換気用分電盤 (AB)	分離精製工場 (MP)	A664	○	○	—	○
4		換気用受電盤 (ABI)		W094	○	○	○ (AE1250-SS:3) 三菱電機	—
5		ユーティリティ用分電盤 (AD)		G449	○	○	○	—
6		水処理工程用分電盤 (BD)		G1154	○	○	○	—
7		珞素除去装置用分電盤 (AE)		G643	○	○	○	—
8	第 11 変電所	換気用分電盤 (VfV1)	ガラス固化技術 開発施設 (TVF)	A311	○	○	○ (M16HF:2, 予備 1) マランジエラン	○
9		換気用分電盤 (VfV2)		—	—	—	○ (M16HF:1) マランジエラン	—
10		プロセス用分電盤 (VfP1)		A018	○	○	○ (M20HF:2, 予備 2) マランジエラン	○ ※4
11	第二 中間 開閉所	換気用分電盤 (IFV)	焼却施設 (IF)	W503	—	—	○ (M08HF:3) マランジエラン	—
12		プロセス用分電盤 (IFP)		W406	—	—	○ (M10HF:3) マランジエラン	—
13		換気用分電盤 (GV)	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設 (2HAS)	W071	—	—	○ (セルパクト:3) マランジエラン	—
14		プロセス用分電盤 (GP)		G202	—	—	○ (セルパクト:3) マランジエラン	—
15		換気用分電盤 (AS II V)	第二アスファルト固 体貯蔵施設 (AS II)	G210	—	—	○ (AE1600-SS:4) 三菱電機	—
16		プロセス用分電盤 (AS II P)			—	—	○ (セルパクト:3) マランジエラン	—
17		換気・プロセス用分電盤 (SFP11)	低放射性廃液蒸 発処理施設 (LWSF)	W213	—	—	○ (AE1000-SS:1) 三菱電機	—
18		換気・プロセス用分電盤 (SFP12)			—	—	○ (AE1000-SS:1) 三菱電機	—
19	換気・プロセス用分電盤 (SFP21)	—			—	○ (AE1000-SS:1) 三菱電機	—	
20	換気・プロセス用分電盤 (SFP22)	W214			—	—	○ (AE1000-SS:1) 三菱電機	—

※1：○…点検対象、—…点検対象外、三菱電機…三菱電機製の気中遮断器(ACB)、
マランジエラン…マランジエラン製の気中遮断器(ACB)

※2：分電盤メーカーは戸上電機製作所

※3：設置場所の下線は、管理区域を示す。

※4：VFP1 の精密点検については、1 号系、2 号系の 1～7 列までのユニットを対象

共通点検実施内容

項目	点検項目	点検方法	判定基準	処置方法
1. 外観目視点検 ①インサート部	イ. 受電遮断器	目視点検	・変形、損傷、変色、汚損、 溶断、緩み、断芯、被覆の損 傷等が無いこと	補修
	ロ. 変圧器			
	ハ. リレー、ヒューズ類			
	ニ. 母線及び配線			
②ユニット	イ. 機器(MCB, 電磁接触器等)	目視確認	・モールド部、可動部等の破損、 損傷が無いこと	補修又は 交換
	ロ. 接触刃		・接触刃が平滑であること	
③函体	イ. 扉部のレバー	目視確認	・変色、変形の無いこと ・開閉動作が円滑であること	補修又は 交換
	ロ. 扉			
	ハ. 垂直、水平母 線の支持部			
2. 絶縁抵抗測定	イ. 主回路各相間	絶縁抵抗計測定 (メガ-)	・10MΩ以上であること	原因調査
	ロ. 総合一括E間		・10MΩ以上であること	
	ハ. 操作回路E間		・1MΩ以上であること	
3. 受電遮断器点検	イ. MCCB (電動機含む)	・目視点検 ・開閉動作試験	・端子部の緩み（アイマーク等で確 認）異音異臭及び変色の無い こと ・正常に動作すること	補修又は 交換
	ロ. ACB			
	ハ. ACB	・ケリスアップ	・メカ管理基準による	注入

精密点検実施内容

項目	点検項目	点検方法	判定基準	処置方法	
1. 外観	イ. 外部枠	目視点検	<ul style="list-style-type: none"> ・変形、損傷、変色、汚損の無いこと ・目立った変形、はげ錆が無いこと 	補修	
	ロ. 塗装、錆				
	ハ. フラッシュ面の錆				
2. 機構 (ユニット)	イ. MCCB の開閉	手動確認	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉動作が円滑であること 	補修又は交換	
	ロ. 接触器の開閉	手動確認			
	ハ. 機器の損傷	目視確認	<ul style="list-style-type: none"> ・モールド部、可動部等の破損、損傷が無いこと 	補修	
	ニ. 扉の開閉	手動確認	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉動作が円滑であること 		
	ホ. 接触刃	目視確認	<ul style="list-style-type: none"> ・接触刃が平滑であること 		補修又は交換
	ハ. 接触器の接点		<ul style="list-style-type: none"> ・大電流による接点荒れ等が無いこと 		
3. 配線	イ. 主回路母線	目視確認	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食、変色、変形の無いこと 	補修又は交換	
	ロ. 絶縁電線		<ul style="list-style-type: none"> ・変色、断芯、被覆の損傷が無いこと 	交換	
	ハ. 接地線				
4. 取付	イ. 主回路	トルクレンチにて確認	<ul style="list-style-type: none"> ・緩みが無いこと ・メカ管理値内であること 	増締	
	ロ. 操作回路	ドライバーにて確認			
	ハ. 器具取付	目視、手動確認	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に取付けられていること 	取付け調整	
	ニ. 端子台	トルクドライバーにて確認	<ul style="list-style-type: none"> ・緩みが無いこと ・メカ管理値内であること 	増締	
5. 動作	イ. 表示灯	目視確認	<ul style="list-style-type: none"> ・点灯すること 	交換	
	ロ. サーマルリレー	テストバーを手動で作動	<ul style="list-style-type: none"> ・正常に動作すること 		
	ハ. タイマー	ストップウォッチで測定	<ul style="list-style-type: none"> ・メカ管理値内であること 	再設定又は交換	
6. 遮断器	イ. MCCB (電動機含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検 ・開閉動作試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・端子部の緩み（アマーク等で確認）や異音異臭及び変色の無いこと ・正常に動作すること 	補修又は交換	

機微情報の管理について

機構の機微情報（本契約において機構より貸与又は供用された情報及び、当該情報により得られた成果）に関しては、以下の管理を行うこととする。

1. 機微情報の管理責任者を選定するとともに、機微情報取扱規程（以下「取扱規程」という）を策定し機構に提出する。
ただし、すでに機微情報に関する規程を運用している場合、その規程と本仕様で要求するものと比較して同等以上と認められる場合は、本仕様でその策定を要求する取扱規程に代えることができるものとする。
2. 管理責任者は取扱規程により機微情報を適切に管理する。
3. 取扱規程には以下の内容を含むものとする。
 - (1) 施錠された保管庫への保管に関すること。
 - (2) 火災等事故時に講じる措置に関すること。
 - (3) 閲覧等に供用する場合の場所の限定。
 - (4) 機微情報にアクセスする作業員等の限定及び登録。
 - (5) 複写、撮影、録音の制限及び手続きに関すること。
 - (6) 貸出しの制限及び手続きに関すること。
 - (7) 本契約によって派生した二次資料、成果物の取扱に関すること。
4. 機微情報を機構の同意なく本契約以外の目的に使用してはならない。
5. 機微情報を機構の同意なく第三者に開示してはならない。
6. 機微情報を公表又は他に利用する場合は、あらかじめ機構の同意を得なければならない。
7. 機微情報管理に関する主旨及び取扱規程を関係者に周知し徹底を図る。
8. 機構は、機微情報に関する管理状況等を確認するため、必要に応じて検査を行う。

－以上－